

国民年金の届出はお忘れなく

第1号被保険者

対象：日本国内に住所を有する農林漁業・自営業の方とその配偶者や学生などの方で
20歳以上60歳未満の方。

手続き：住民登録をしている市町村の国民年金担当課。

保険料：平成20年度は月額14,410円です。納付書で直接納めたり、口座振替や
クレジットカードを利用した納付もできます。

●退職し、自営業を
営むようになった

●就職した

●第2号被保険者で
ある配偶者に扶養さ
れるようになった

●配偶者が退職し、
自営・学生・無職と
なった
●配偶者に扶養され
なくなつた

第2号被保険者

対象：厚生年金保険の被保険者・共済組合などの組合員。原則として65歳未満。※(注)

手続き：勤務先で厚生年金保険・共済組合の加入の届出をすれば、自動的に国民年金に加入となります。

保険料：国民年金の保険料は、厚生年金保険・共済組合の制度全体で負担（基礎年金拠出金として負担）しますので、自分で納める手続きをする必要はありません。

●退職し、第2号被
保険者である配偶者
に扶養されるようにな
った

●就職した

対象：第2号被保険者の被扶養配偶者。
20歳以上60歳未満。※(注)

手続き：配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所に届出。

★配偶者が転職すればその都度手続きが必要です。

保険料：厚生年金保険・共済組合の制度全体で負担（基礎年金拠出金として負担）しますので、自分で納める手続きをする必要はありません。

※(注) 65歳以上の厚生年金保険の加入者の場合

厚生年金保険に加入中の場合であっても老齢厚生年金等の受給権を有している65歳以上の方は、国民年金第2号被保険者となりません。その方に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満の方）は国民年金第3号被保険者になりますので、第1号被保険者の届出を市町村に届け出ることになります。

■国民年金保険料納付は「口座振替」が便利です

国民年金保険料は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、口座振替による「早割り」を利用すると、支払いを1ヶ月前倒しするだけで50円引きになります。

●口座振替のお申込みは、米子社会保険事務所、役場（本庁・中山支所総合窓口課・大山支所総合窓口課）または金融機関・郵便局で手続きができます。申込用紙に基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書などで基礎年金番号をご確認のうえ、金融機関届出印をもって手続きをしてください。

■クレジットカードでの納付も可能になりました

クレジットカードでの納付には、役場にある「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入いただく必要があります。クレジットカードおよび基礎年金番号のわかるものをお持ちください。クレジットカードでの納付では、「早割り」はご利用いただけませんが、カードの種類によってはポイントなどがつく場合があります。

■問い合わせ先 本庁住民生活課 ☎ 0859-54-5210 中山支所総合窓口課 ☎ 0858-58-6114
大山支所総合窓口課 ☎ 0859-53-3311 米子社会保険事務所 ☎ 0859-34-6111